

政策調整会議の概要

開催日 令和4年10月19日（水）

◎項目

- 1 令和5年度組織定数改正通知について【総務部】
- 2 令和4年8月分の時間外勤務の状況について【総務部】
- 3 令和3年度に上限を超えて命じた時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証について【総務部】
- 4 令和5年度予算編成方針について【総務部】
- 5 第1回中小企業等振興審議会を踏まえた今後の対応について【商工労働部】
- 6 その他

◎内容

1 令和5年度組織定数改正通知について【総務部】

総務部より、令和5年度組織定数改正通知について、配付資料に基づき説明が行われた。

（総務部）

県勢浮揚に向けた次なる時代のキーワードとなる「デジタル化」、「グリーン化」、「グローバル化」の観点から5つの基本政策と3つの横断的な政策の更なる進化、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の着実な実施等、緊急性・重要性の高い分野へ重点的に職員を配置する。各部局で、小規模のチーム（1チーフと担当職員（2人以下）のまとまり）を有する所属については、若手職員の育成に資する環境づくり、新規採用職員を指導育成する体制づくり、業務の平準化などの視点から、チーフの統廃合を含めてチームの規模の見直しをお願いする。また、期限を限定して配置している職で、今年度末が期限のものについても見直しをお願いする。

2 令和4年8月分の時間外勤務の状況について【総務部】

総務部より、令和4年8月分の時間外勤務の状況について、配付資料に基づき説明が行われた。

（総務部）

令和4年8月の時間外勤務の実績は前年度比で8.1%増加している。部局別に見ると、新型コロナウイルス第7波の急激な感染拡大への対応により、健康政策部で大幅に増加している状況である。4月から8月の累積では前年度比で1.3%増となっている。今後も当初予算編成などにより時間外勤務が増える時期を迎えるため、引き続き管理職員による適切な勤務時間管理の徹底をお願いする。

3 令和3年度に上限を超えて命じた時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証について【総務部】

総務部より、令和3年度に上限を超えて命じた時間外勤務に係る要因の分析及び検証について、配付資料に基づき説明が行われた。

（総務部）

令和3年度に上限を超えて時間外勤務を行った職員は、実人数で161人（R2年度比30人減）、のべ449人（同35人減）となっている。その内、特例時間外勤務と認められない上限超過については、実人数で25人（同17人減）、のべ人数では38人（同38人減）となっており、前年度から実人数で40.5%減、のべ人数で50.0%減と大幅に減少している。各所属においては、時間外勤務の上限の導入も契機として、時間外勤務の縮減に努めており、多くの所属においては、おおむね適正に運用されているものと考えている。

その一方で、一部の所属で特例時間外勤務とは認められない上限超過が確認されている。総務部としても全体最適の視点から、各所属における業務の状況や時間外勤務の状況等も参考に全庁的な調整を行い、適正な人員配置に努めていきたいと考えている。各部局においても職員の健康管理、業務効率の向上の観点から管理職員の適切な業務管理、時間外勤務管理を引き続きお願いする。

4 令和5年度予算編成方針について【総務部】

総務部より、令和5年度予算編成方針について、配付資料に基づき説明が行われた。
(総務部)

令和5年度予算編成方針の3本柱のうち、1つ目の柱は、デジタル化、グリーン化、グローバル化の推進と原油価格・物価高騰対策の強化である。特に5つの基本政策等について、「デジタル化」、「グリーン化」、「グローバル化」の観点から施策をさらに進化するため、「次世代施策推進枠」を引き続き設定し、重点的な予算配分を実施する。2つ目の柱は、南海トラフ地震対策、防災・減災対策などのインフラ整備の推進である。「第5期南海トラフ地震対策行動計画」に基づき「命を守る」、「命をつなぐ」、「生活を立ち上げる」対策に必要な事業を推進する。3つ目の柱は、県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立である。県勢浮揚に必要な施策を着実に実行する一方、国の有利な財源の活用やスクラップ・アンド・ビルドの徹底により、今後の財政運営の持続可能性を確保する。

5 第1回中小企業等振興審議会を踏まえた今後の対応について【商工労働部】

商工労働部より、第1回中小企業等振興審議会を踏まえた今後の対応について、配付資料に基づき説明が行われた。

(商工労働部)

第1回審議会の場で、事業所数や1事業所当たりの付加価値額などを指針全体を貫く目標として決定した。今後の対応として、各部局においては主管する業種について個別目標の設定をお願いする。また、個別目標の達成に向けて指針で定める施策の15の基本的方向を念頭において取組を強化していただきたい。強化策はこれまでの審議会での意見を踏まえながら検討をお願いする。そして、関係団体や市町村に対して条例指針の理念やそれに基づく取組の理解を進めるとともに、各部局において各種会議の場で個別目標の設定や強化策等への意見を聴き、それを適切にフィードバックした上で審議会に臨んでいただきたい。今後、個別目標の案や意見聴取先リストの提出を求めるので協力をお願いする。

6 その他

(1) 子ども・福祉政策部より、高知家地域共生社会フォーラムの開催について、配付資料に基づき説明が行われた。

(子ども・福祉政策部)

10月30日、高知家地域共生社会フォーラムを開催する。各部局で職員の参加に向けた声掛けをお願いする。

(2) 中山間振興・交通部より、「高知県職員520運動」参加実績アンケート結果について、配付資料に基づき説明が行われた。

(中山間振興・交通部)

令和4年4月から6月までの参加実績アンケートの結果、公共交通利用率は16%であった。脱炭素社会推進アクションプランの中で、来年度までに25%、2030年までに40%という目標を掲げており、引き続き目標に向けて取組を進めていきたいと考えている。本日から第2四半期の参加実績アンケートを行うので回答をお願いする。

○ 副知事

1点目は、令和5年度に向けて、成果に直結するように意識をしながら、効率的な予算、組織となるように各部局でしっかりと練り上げていただきたい。2点目は、思い切ったスクラップがないと次に進まないのので、成果が出ていない事業はしっかりと見直しをしていただきたい。最後に、中小企業等振興審議会の関係は、審議会だけでは意見がもらにくい状況がある。各種会合の場や関係団体との意見交換の中で、条例の趣旨を説明した上で意見を聴き、真に中小企業等の振興につながるような形で予算の工夫などもしながら取り組んでいただきたい。